セクションＩＢ
以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	10kg	10kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第５条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。
２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
４）短絡を防止する措置をすること。
５）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器に収納されること。
６）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
７）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。ただし、当該事項を第17条第１項で定める書類に記載した場合は、この限りでない。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
８）各包装物には第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。
９）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクションⅡ
以下の基準を満たすこと。
１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
２）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
３）短絡を防止する措置をすること。
４）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器（ドラム・ジェリカン・箱）に収納されること。
５）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
６）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。
ア）包装物にリチウムイオン電池が収納されている旨
イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨
ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）
エ）荷主の電話番号
オ）リチウムイオン電池　包装基準965セクションⅡにより輸送する旨
７）各包装物には第４号の５様式によるラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
８）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成20年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

「966」は、次の容器及び包装等を示す。
ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。

セクションＩ
以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3481（装置とともに包装されたものに限る。）	5kg	35kg	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと。
２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
４）短絡を防止する措置をすること。
５）密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納すること。
６）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
７）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
８）各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数に予備の電池２個を加えたものであること。
９）組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクションⅡ
以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5kg	5kg	ドラム ジェリカン 箱